

福岡県公報

令和3年12月10日
第 257 号

目次

告示(第983号-第987号)

- 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定の解除 (福祉総務課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 3
- 一般競争入札の実施 (文化振興課) 5
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 8
- 指定介護老人福祉施設の指定 (介護保険課) 8
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (障がい福祉課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (水産振興課) 9

選挙管理委員会

- 平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正(市町村支援課) 9

労働委員会

- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について (労働委員会事務局調整課) 11

再 掲

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部情報管理課) 11

告 示

福岡県告示第983号

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定(平成30年12月福岡県告示第1157号)により、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに定める世帯(長期避難世帯)として認定した世帯のうち、次の地域内の世帯の認定を解除したので、告示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 長期避難世帯の認定を解除する市町村名及び地域名
朝倉市黒川183番地、219番地、223番地、225番地、227番地、270番地、271番地2、400番地1、637番地1、672番地1、674番地1、788番地、791番地、797番地及び802番地2
朝倉市杷木松末2334番地3、2336番地1、2347番地、2430番地、2449番地、2859番地、2863番地1、2874番地、2890番地、2900番地、3246番地及び3440番地
- 2 長期避難世帯の認定を解除した日
令和3年12月1日

福岡県告示第984号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準

用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和43年12月28日農林省告示第2062号（5に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第985号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年7月福岡県告示第929号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第986号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所

田川郡赤村大字赤字金山5326

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金山5326（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第987号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成12年4月14日農林水産省告示第597号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市谷山字恵下821番1、821番2、821番4、821番5、822番5並びに字節原848番14、849番1から849番4まで、850番2、850番3、851番2、851番5、851番6、851番8から851番10まで、852番5、853番1、854番4から854番6まで、855番1、855番3、855番4、856番1、856番2、857番1、857番3から857番5まで、858番1、858番4から858番15まで、859番1、859番2、860番1、860番2、862番2、862番5から862番11まで、863番1、863番2、864番2、864番3及び867番2から867番16まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市青柳3503番地1

西南機材株式会社

代表取締役 上田 僚博

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

九州国立博物館清掃業務 一式

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法

律第226号) 第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。))と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)

オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票(様式第4号)

コ 営業概要表(様式第5号)

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

シ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

ス ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)

テ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年1月7日(金曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競

争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年12月10日

独立行政法人国立文化財機構

分任契約担当役

九州国立博物館 副館長 小泉 恵英

福岡県

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 品目分類番号 75

(2) 購入等件名及び数量 九州国立博物館清掃業務 一式

(3) 調達件名の仕様等 入札説明書による。

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 履行場所 九州国立博物館

(6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消

費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額（税込み）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 次のア又はイに該当する者。

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和3年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

イ 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者のうち、入札参加希望業種が業種目13-03（ビル清掃管理）で、AA又はAの等級に格付けされている者であること。

(2) 独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(3) 「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）」に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

(5) 令和元年度から令和3年度までの間に、請負者の責に帰す事由による契約不履行等の事実がない者であること。

(6) 令和元年度から令和3年度までの間に、公共機関等において、取引停止・指名停止等の処分を受けた事実がない者であること。

(7) 次のうちいずれかに該当すること。

ア 平成29年度から令和3年度までの間に、延床面積10,000㎡以上の博物館又は美術館において、建物清掃業務を、12か月以上継続して実施した者であること。

イ 平成29年度から令和3年度までの間に、同一の複合商業施設において、延床面積20,000㎡以上の建物清掃業務を24か月以上継続して実施した者であること。

(8) 請負業者において、令和3年12月現在でビルクリーニング技能士1級を取得している者が在籍していること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
 - ア 〒818-0118 太宰府市石坂四丁目7番2号 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課財務係 小野将之 電話 092-918-2808
 - イ 〒818-0118 太宰府市石坂四丁目7番2号 福岡県立アジア文化交流センター広報課 樋口奈苗 電話 092-929-3272
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限
令和4年1月31日17時00分
- (4) 開札の日時及び場所
令和4年3月1日11時00分 九州国立博物館2階第二会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体若しくは国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体若しくは国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契

約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札、その他入札説明書に記載する入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 契約条件

契約書に定めるもののほか、落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(8) 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(9) 手続における交渉はない。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

(11) 入札結果の開示

この入札の結果については、入札参加者又は第三者が請求を行った場合は、落札者との契約の締結後、その求めに応じて開示を行うこととする。

5 Summary

- (1) Contracting Entity : Yoshihide Koizumi, Senior Deputy Director, Kyushu National Museum ; Seitarou Hattori, Governor, Fukuoka prefecture
- (2) Classification of the products to be procured : 75
- (3) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning service for buildings in Kyushu National Museum
- (4) Delivery period : From 1, April, 2022 through 31, March, 2024
- (5) Delivery place : Kyushu National Museum
- (6) Time limit of tender : 5 : 00 PM 31, January, 2022
- (7) Contact point for the notice : Masayuki Ono, Chief Finance Officer, Kyushu National Museum, 4-7-2, Ishizaka, Dazaifu-shi, Fukuoka 818-0118 Japan, TEL 092-918-2808 ; Nanae Higuchi, Staff, 4-7-2, Ishizaka, Dazaifu-shi, Fukuoka 818-0118 Japan, TEL 092-929-3272

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子基準点現地測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
みやま市、八女市、久留米市	令和3年11月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので

、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市大入地区（糸島市大字二丈福井）	令和3年11月8日から 令和4年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
田川郡川崎町安真木	令和3年10月15日から 令和3年12月7日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡添田町大字野田	令和3年11月1日から 令和4年1月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量（2点））

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	令和3年11月17日から 令和4年1月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	終了年月日
------	-------

福岡市の一部	令和3年11月10日から 令和4年3月18日まで
--------	-----------------------------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値撮影（デジタル））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	令和3年11月24日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	4073700934	特別養護老人ホーム 風の郷 那珂川市大字山田1115番地1	社会福祉法人春光会	令和3年12月1日

公告

身体障害者福祉法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年12月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 3 年 12 月 10 日から令和 4 年 1 月 11 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 3 年 12 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町原地蔵字地藏下 2340 番 1 から 2340 番 3 まで、2342 番 1 から 2342 番 4 まで、2343 番 1 から 2343 番 4 まで、2354 番 1、2354 番 2 及び 2355 番 1 から 2355 番 3 まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市大城三丁目 37 番 3 号

株式会社大熊建設

代表取締役 大熊 雅幸

公告

漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準について、次のとおり意見を募集します。

令和 3 年 12 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 3 年 12 月 10 日から令和 4 年 1 月 11 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に

掲載するほか、福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置きます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第 161 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条第 1 項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、平成 31 年 4 月 7 日執行の福岡県議会議員一般選挙（福岡市博多区選挙区）における候補者堤かなめの出納責任者から訂正の報告があったので、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき公表した平成 31 年 4 月 7 日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和 2 年 4 月福岡県選挙管理委員会告示第 47 号）の一部を、次のとおり改める。

令和 3 年 12 月 10 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

平成 31 年 4 月 7 日執行の福岡県議会議員一般選挙（博多区選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、堤かなめの項を次のとおり改める。

№.3

候補者氏名	堤 かなめ	所属党	立憲民主党	出納責任者氏名	堤 かなめ
第1回報告分	期間 平成30年12月25日から平成31年4月12日まで	所屬党	立憲民主党	出納責任者氏名	平成31年4月16日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 立憲民主党福岡県連合	家賃 (寄附額) 1,300,000 円	0 円 2,610 円 2,610 円 0 円 0 円 0 円 675,760 円 0 円 0 円 0 円 0 円 0 円
その他の寄附	交通費	0 円
その他の収入	印刷費	0 円
	広告費	0 円
	文具費	0 円
	食糧費	0 円
	休泊費	0 円
	雑費	0 円
今回計	今回計	678,370 円
前回計	前回計	0 円
総計	総計	678,370 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	120,160 円
	ポスターの作成	555,600 円
	計	675,760 円

労働委員会

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和3年12月10日

福岡県労働委員会会長 徳 永 響

氏 名	委嘱年月日	現 職 等	備 考
上 田 竹 志	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大 坪 稔	令和3.11.26	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳 永 響	令和3.11.26	弁護士	同上
所 浩 代	令和3.11.26	福岡大学大学院法学研究科教授	同上
服 部 博 之	令和3.11.26	弁護士	同上
丸 谷 浩 介	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	同上
森 裕美子	令和3.11.26	弁護士	同上
金 光 千 春	令和3.11.26	福岡県教職員組合特別執行委員	現労働者委員
桑 原 忠 志	令和3.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
先 川 勇 司	令和3.11.26	九州電力労働組合本店支部執行委員長	同上
島 添 幹 子	令和3.11.26	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
高 田 章 男	令和3.11.26	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
藤 田 桂 三	令和3.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
吉 村 淳 治	令和3.11.26	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有 馬 紀 顕	令和3.11.26	福岡県経営者協会顧問	現使用者委員
内 場 千 晶	令和3.11.26	株式会社ポータル代表取締役社長	同上
熊 手 艶 子	令和3.11.26	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上

竹 内 直 行	令和3.11.26	株式会社井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上
中 村 年 孝	令和3.11.26	福岡県経営者協会専務理事	同上
吉 村 達 也	令和3.11.26	博多バスターミナル株式会社代表取締役社長	同上
和 田 金 也	令和3.11.26	株式会社岩田屋三越取締役執行役員総務・経営企画部長	同上
山 下 昇	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	前公益委員
隈 本 泰 清	令和3.11.26	UAゼンセン福岡県支部顧問	前労働者委員
谷 川 由利子	令和3.11.26	総合メディカル株式会社取締役常務執行役員	前使用者委員
宮 田 克 彦	令和3.11.26	西日本鉄道株式会社顧問	同上
野 口 眞	令和3.11.26	福岡県労働委員会事務局長	
南 里 妙 子	令和3.11.26	福岡県労働委員会事務局次長（兼）調整課長	
山 本 隆二郎	令和3.11.26	福岡県労働委員会事務局審査課長	

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第260号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和3年11月29日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和3年11月29日から同年12月5日まで

2 30日を下回る意見提出期間を定めた理由

令和3年11月25日に警察庁が示した行政手続を令和4年1月4日までにオンライン化するためには、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する必要があるが、令和4年1月4日までに30日以上意見

提出期間を定めることが困難であることから、行政手続条例第38条第1項の規定に基づき、30日を下回る意見提出期間を定めて意見公募手続を実施するものである。

3 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部総務部情報管理課に備え置く。